第１号様式(4)

条　　件　　承　　諾　　書

年　　月　　日

　神奈川県公営企業管理者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人の場合には、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称・代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　貴局の共同住宅等の給水事務取扱要綱に基づく、

　各戸検針及び各戸収納の適用

　集中検針の取扱い　　　　　　　を受けるために、次の条件を承諾します。条件に違反し、水道営業所から勧告を受け、これが是正されないときは、各戸検針及び各戸収納の適用又は集中検針の取扱いを解除されても異議を申しません。

１　親メータの設置

(1) 施工時

　親メータを設置する必要が生じた場合に、取引メータとしてこれを設置することができるよう配管し、当該地上部分は将来の設置工事に支障がないようにします。

(2) 竣工後

　本条件承諾書の条件を遵守しない場合、水道営業所が親メータ設置工事を行なうことに異議を申しません。

(3) 費用負担

　親メータ設置及び撤去に伴う費用（以下「親メータ設置費」という。）を負担します。また、本条件承諾書の条件を遵守するよう改善し、かつ、親メータ設置費を支払うまでの間、親メータ取引きとされることに異議を申しません。

２　各戸の量水器（遠隔指示式量水器にあっては、表示装置の部分を除く。）を企業庁へ寄付します。（また、企業庁が算定した量水器の経過年月に応じた金額を納付します。）

３　遠隔指示式量水器を取り付けた場合は、「集中検針に係る協定書」により協定を締結し、当該量水器メーカーと遠隔指示式量水器の表示装置の維持管理についての保守委託契約を締結いたします。また、故障が発生したときはメーカーに速やかに連絡を取り修理いたします。

なお、所有者等を変更するときは、変更後の所有者に「集中検針に係る協定書」の取扱いを周知します。

４　所有者等を変更するときは、変更後の所有者に本承諾書による条件付きのものであることを周知します。

５　届出

(1) 居住者に変動があったときは、「使用開始票」及び「使用休止票」により事前に届け出ます。

(2) 量水器や給水管（公営企業管理者が管理する部分）の保守、点検、検針、停水、開栓等の全ての水道業務において、業務上必要な場合は水道営業所職員等の出入りに支障がないようにします。当該建物の出入り口がオートロック方式の場合は、その解錠の方法を「オートロック式ドアの解錠の方法（変更）届」（第１号様式(1)）により届け出ます。

(3) 水道営業所が必要と認めた場合は、(１)及び(２)に掲げる業務を補助するため居住者のうちから連絡責任者を定めてその氏名を届け出ます。連絡責任者に変更があった場合も同様とします。

６　宅地内（本要綱に規定する漏水修理負担境界の下流（建物側）をいう。）の給水装置（量水器本体を除く。）に漏水その他不備が生じたときは、直ちに修理します。

７　給水装置の改造又は撤去工事をしようとするときは、事前に申し込みます。また、敷地内の第１止水栓以下下流の装置の増設・改造又は撤去工事をしようとするときは、事前に届け出ます。

８　敷地内の第１止水栓以下の水質及び修理その他の維持管理（量水器本体を除く。）について迷惑をかけません。また、上記各項の条件については、居住者（使用者）に周知徹底させ、給水方式に起因する紛争等については当事者間で解決し、企業庁には一切迷惑をかけません。